

立川市都市計画審議会

令和4年4月13日（水）

○日 時 令和4年4月13日(水曜日)午前10時00分

場 所 立川市役所 101会議室

○出席委員(16名)

会 長 16番 古 川 公 毅 君

副 会 長 6番 大 橋 南海子 君

1番 伊 藤 美帆子 君

2番 伊 藤 大 輔 君

3番 稲 橋 ゆみ子 君

5番 江 口 元 気 君

6番 大 沢 純 一 君

8番 小 野 和 久 君

9番 金 子 波留之 君

10番 佐 川 徹 也 君

11番 佐 藤 淳 一 君

12番 瀬 順 弘 君

13番 対 馬 ふみあき 君

14番 長 島 伸 匡 君

15番 中 町 聡 君

17番 星 卓 志 君

○欠席委員(1名)

4番 宇田川 崇 君

*宇田川委員の代理として立川消防署長代理が出席

○出席説明員

市 長 清 水 庄 平 君

副 市 長 田 中 準 也 君

まちづくり部長 野 澤 英 一 君

都市計画課長 小 林 誠 二 君

都市総務係長 中 村 里 美 君

都市総務係 山 崎 悠 里 君

都市総務係 黒 川 裕 司 君

都市総務係 村 形 陸 君

都市総務係 金 井 寛 樹 君

都市計画係 菅 原 匡 志 君

都市計画係 斉 藤 史 晃 君

産業振興課長 奥 野 武 司 君

○議事次第

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 題

(1) 案件審査会

諮問第1号 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について

(2) その他

4 閉 会

開会 午前10時00分

○小林都市計画課長 定刻になりましたので、審議会を開催したいと思います。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

4月1日より都市計画課課長に着任しました小林でございます。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

本日は、4月1日、立川消防署長の人事異動があったことに伴い、新たに立川消防署長に着任された宇田川崇様を委員に任命する交付書を予定しておりましたが、急遽欠席となりましたので、辞令は後日、御本人にお渡しすることとし、審議会を開催いたします。

本日は小野委員、星委員がリモートでの参加、宇田川委員については、立川消防署予防課長の内山様が代理として御参加でございます。

続いて、本日の資料の御確認をお願いいたします。事前に郵送にて送付させていただいたものが、A4一枚で、諮問第1号の意見聴取趣旨が記載されているものが一枚、一緒にクリップ止めしております諮問第1号関連の資料が、最後が16ページでございます。また、委員の方には表紙に参考資料と記載されている資料も事前に送付しております。最後のページが、「特定生産緑地の指定手続の経過と今後の予定」となっているものでございます。

次に、机上配付資料でございます。

1つ目は、本日の議事次第でございます。

2つ目は、A4一枚のもので、諮問第1号関連の参考資料の差替えでございます。参考資料の最後から2枚目のページの差替えをお願いいたします。

以上でございます。不足はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、審議会開催に当たり、市長から御挨拶を申し上げます。

○清水市長 本日は大変お忙しいところ、都市計画審議会を開催していただきまして大変ありがとうございます。

また、皆様方に日頃から立川市のまちづくり、審議会の運営につきまして大変御協力をいただいておりますことに、心からお礼を申し上げる次第でございます。

本日は案件審査が1件ございます。案件審査につきましては、昨年10月に引き続き、特定生産緑地の指定について意見を頂戴するものでございます。詳しくは担当より御説

明をいたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○小林都市計画課長 ありがとうございます。

それでは、会長、進行をお願いいたします。

○古川会長 それでは、案件審査会を開催いたします。

○小林都市計画課長 では、最初に、清水立川市長より諮問をお願いいたします。

○清水市長 立川市都市計画審議会会長 古川公毅殿。立川市長 清水庄平。

都市計画について（諮問）。

貴審議会に次の事項について諮問します。

諮問第1号 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について。

諮問理由。

立川市の生産緑地地区は、令和4年1月1日の告示時点で359件、約195.95ヘクタールが決定されています。そのうち約9割が、平成4年及び平成5年に当初決定されています。生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後、生産緑地の所有者は市長に対し、当該生産緑地の買取り申出がいつでも可能となるため、令和4年以降の当該生産緑地は、都市計画上不安定な状況に置かれることとなります。

このため、国は都市農地の保全に向け、平成29年度に生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度を創設、平成30年4月1日に施行しました。

このことから本市においても、この特定生産緑地制度に基づき、申出基準日以降も、引き続き生産緑地の維持保全を図っていくため、平成31年度から特定生産緑地の指定申請の受付を開始し、合計367件の申請を受け付けました。この特定生産緑地の指定に当たって、生産緑地法第10条の2第3項に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。

以上。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○古川会長 それでは、お預かりいたしました。

傍聴人はいらっしゃいますか。

○山崎都市総務係 お一人、いらっしゃいます。

○古川会長 本日傍聴される方に御注意申し上げます。

席上に配付されました「傍聴者の方へ」という用紙に、傍聴中の禁止事項が記載されております。これらの行為が行われた場合、退席を求めることとなりますので、御了承

をお願いします。

それでは、案件審査に入ります。

本日審議いたします案件は、諮問第1号 特定生産緑地の指定に係る意見聴取についてでございます。

なお、本日は新型コロナウイルス感染症対策の観点から、説明、質問等、御発言は簡潔にさせていただきよう、御協力をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○小林都市計画課長 それでは、特定生産緑地の指定に係る意見聴取について御説明申し上げます。

当案件については、令和4年2月に、令和3年度の特定生産緑地の申請分について、意見聴取をいただく予定でしたが、一昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症予防のため、開催を見送りました。令和4年3月21日に、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の解除を受け、本日開催する運びとなりました。

引き続き、22日よりリバウンド警戒期間として新型コロナウイルス感染対策を行っておりますので、感染防止対策としまして、審査会開催時間に配慮し、簡潔な説明に努めてまいります。御協力のほどよろしくお願いいたします。

資料については、全て事前に配付しております。資料のない方はおりますでしょうか。先ほど御確認しましたので、ないかと思われま。

それでは、特定生産緑地の指定に係る意見聴取について御説明させていただきます。

まず、資料の見方について御説明いたします。

立川市都市計画審議会（諮問第1号関連）という資料の指定書を御覧ください。

前面のスクリーンでも御覧いただけますが、もし確認できるのであれば、手元の資料でも御覧いただけます。

まず1ページ目を御覧ください。

指定書の表の左から順を追って御説明いたします。番号は特定生産緑地の指定地区番号です。位置は指定位置の所在地になります。

次に、それに対応する生産緑地番号があります。

続いて面積です。初めに令和4年1月1日現在の生産緑地地区の面積です。続いて平成31年度、令和2年度に申請のあった特定生産緑地面積と、そのうち取下げがあった面積、そして令和3年度に申請のあった面積と分けて表記しています。

続いて申出基準日の説明でございます。申出基準日とは、当初決定した生産緑地が満30年となる日を表しています。表記の令和4年11月5日が満30年を迎える日という意味でございます。申出基準日はそのほか、別ページに平成5年、平成6年、平成7年もございます。

備考欄には面積精査10平米増や減と記載がある箇所がございます。これは各地区別にその年の申請面積を、都度10平米単位に四捨五入をして、端数処理をいたします。その翌年の申請分も端数処理をしますので、端数処理をした面積を年度ごとに積み上げた合計面積と、各地区の申請の面積を一括合計し、端数処理をした総面積とで誤差が生じることがございます。そのため、その誤差を解消するため、面積の増減調整をしています。

続いて、特定生産緑地の指定に係る意見聴取について（参考資料）を御覧ください。

こちらの資料の見方を御説明いたします。

参考資料1には、図面番号の一覧があります。これは先ほどの指定書の特定生産緑地の指定番号に対応する図面番号で、図面のページを記載しています。図面の凡例を御説明いたします。

図面右上にある図面番号41分の4ページ、こちらを御覧ください。左下に凡例がございます。凡例は4種類あります。白抜きになっている箇所が特定生産緑地に指定申請されていない生産緑地で、指定していない、または指定年度に達していない生産緑地となります。

次に、やや目が粗いクロスの網掛けは、過年度に申請のあった生産緑地です。

次に、目の細かいクロスの網掛けは、令和3年度に申請のあった生産緑地です。

次に、黒く塗り潰されている箇所は、令和3年度に取下げのあった生産緑地になります。

資料の説明は以上です。

続いて、意見聴取の趣旨について御説明いたしますので、資料の諮問第1号 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について（意見聴取主旨）、A4の一枚で趣旨を記載している文章になります。こちらを御覧いただければと思います。

事前にお目通しいただいていると存じますので、簡潔に概要と今後の予定を御説明いたします。

本市の生産緑地については、年々宅地化が進み、減少しております。生産緑地は30年経過しますと、いつでも買取り申出が可能になり、不安定な状況に置かれることなどが

ら、新たに特定生産緑地制度が創設されました。特定生産緑地はこれまでの30年営農義務から10年ごとに繰り返し更新ができる上、引き続き税制優遇も受けられる制度になっています。特定生産緑地の申請手続については平成31年度から開始し、今年度までの3か年の合計で、申請受付件数は392件中367件で、そのうち令和3年度は受理した申請書が24件、過年度に受理した申請のうち取下げが29件になっています。詳しくは参考資料2に記載してございます。

指定しようとするときは、都市計画審議会の意見を聞かなければならないこととなっておりますので、本審議会での意見を求めるものでございます。

続いて、今後の予定について簡単に御説明いたします。

指定図面が41枚つづられている資料がございますが、その最後のページの資料になります。参考資料2の2枚目、特定生産緑地の指定手続の経過と今後の予定について御覧ください。

平成4年決定の生産緑地については、平成31年度から受付を開始し、令和3年10月29日で受付を締め切りました。この3か年で受付をした申請については、令和4年11月5日の申出基準日直前に特定生産緑地の指定公示を行う予定であります。公示の期間までに所有者の相続等が発生する可能性がありますので、買取り申出があるときは特定生産緑地の指定取下げがなされることから、改めて令和4年10月開催予定の都市計画審議会にお諮りし、御意見をいただいた上で指定公示をする予定であります。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○古川会長 説明は終了しました。

それでは、諮問第1号 特定生産緑地の指定に係る意見聴取についてに関して、立川市が特定生産緑地を指定することについて、御質問や御意見がありましたらお受けいたします。

どうぞ。

○稲橋委員 今の御説明、状況は分かりました。その中で、改めてこの特定生産緑地の指定によりまして、立川市内の農地が確保され、営農が継続するという事はもう本当にありがたいことだと思っています。

既に都市農業振興基本法の中で、農地は都市にあるべきものという、そういう位置づけをした中で、立川市もそういう努力をしながら、本当に農業者の皆さんも御努力いただいていることに、改めてこの場で感謝を申し上げます。

そういった中で関連した質問になるんですけれども、生産緑地の指定から外れてというところで、農地がそれぞれの各御事情の中での対応がなされているということになってくるんですけれども、例えば生産緑地から農地が外れても、そのままその農地を確保しながら活用するという方向に行った場合に、立川市がそこを応援するという、すみません、この都市計画法の中から外れてしまうんですけれども、そういう体制として農地を残していくというところの取組として、立川市が対応するという状況が、応援する形というのは現在とこれからあるのかどうか、そのことについて関連してお聞きをしたいと思います。

意見聴取ということで、中身としては私は理解をしているというところとして、今後の農地の存続というところで、この特定生産緑地のところから外れた農地があった場合の立川市の応援の状況があるのかどうかという、その対応はどういうものか、あればお聞かせいただきたいというふうに思っております。

○古川会長　それでは、お答えください。

○小林都市計画課長　こちらにつきましては、農政部局の担当になろうかと思えます。

まず、都市農地の貸借の円滑化法に関する法律というものが改正されておまして、農地の貸借が緩和されております。これらの活用を進めていくといったことでも、農地が放置されることが抑制される、その一つの手段になると、こういったことをできるだけ進めていくといったことが考えられるのかなというふうに思っております。

以上です。

○稲橋委員　分かりました。意見としましては、とにかく農地が存続できるような形であってほしいという、そのことをこの場で改めてお願いというか、そうあってほしいということを意見として述べさせていただきます。

○古川会長　ほかにございませんか。

どうぞ。

○長島委員　先ほどの御意見とそう変わらないとは思いますが、前回もちょっと申し上げましたと思いますが、生産緑地をそのまま維持、保護していくという法律が、この特定生産緑地法という法律ですよ。

ということは、立川市もこの法律の趣旨にのっかって、生産緑地は維持、保護、あるいは面積をできるだけ維持していくというような方向に今向いておられるというふうに解釈していいんですよ。

そうなりますと、今諮問されているものについて私は特に意見はないんですが、了解はしているんですが、今後の問題について、やはり市として、もう少し積極的に維持、拡大——拡大はないのかもしれませんが、維持、保護していくための政策というのを、あるいはビジョンというんですかね、法律にのっとったビジョンをもう少し施策を出していけないと、ますます減っていくという方向に行くのではなからうかと思うんですね。

個人の申請に任せっきりになっちゃっているのではないかという不安と、これに対して、行政がどういうふうな介入をさせていただいているのかということについて、もう少し都市計画という枠組みの中で、全体的に立川市の都市をどうしていくのかという、その枠の中でしっかりとしたビジョンをこの場で提示していただくなり何なりして、それについて審議をしていくということも必要じゃないかなというふうに感じているんですが、その点、いかがでしょうか。

○古川会長　御質問というか御意見として伺いますが、やっぱり都市計画審議会の所掌事務というのがありますので、それを踏まえた上で御意見を承ったということで、これについては市のほうで、特に御説明がありましたら、御発言をお願いします。

○小林都市計画課長　はい。3年後に都市計画マスタープランの改定というものがございいます。その中で大きな都市計画、あるいは土地利用の方向性というものを検討するという機会がございいますので、そういった中で改めて今後どうしていくのかというところについては、検討してまいりたいと、このように考えてございいます。

以上です。

○古川会長　よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

それではこれより採決を行いたいと思います。

諮問第1号　特定生産緑地の指定に係る意見聴取については、本審議会としては意見がないものとするに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○古川会長　それでは、異議なしと認め、諮問第1号について、本審議会としては意見なしとすることとします。

それでは、この場で答申をお渡しすることになりますので、事務局で答申書を作成していただく間、二、三分お待ちいただきたいと思います。

臨時休憩といたします。

(休 憩)

○古川会長　それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

答申書を読み上げ、市長へ提出いたします。

立都審第1号、令和4年4月13日。

立川市長　清水庄平殿。立川市都市計画審議会会長　古川公毅。

都市計画について答申。

令和4年4月13日付立ま都第2049号により立川市長から諮問のあった下記の事項について、4月13日開催の当審議会において、本市の実情を熟慮の上、本案件を慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記。

答申、諮問第1号　特定生産緑地の指定に係る意見聴取について、原案は妥当である。

以上です。

以上で、案件審査会を終了させていただきます。

○小林都市計画課長　ここで市長は公務のため、退席させていただきます。

○古川会長　続きまして、その他として事務局から連絡事項などありますか。

○小林都市計画課長　はい。ございます。

事務局から次回の都市計画審議会の予定について御案内いたします。次回、第2回都市計画審議会は7月の開催を予定しています。詳しい日時につきましては、決定次第、御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○古川会長　それでは、立川市都市計画審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会　午前11時36分